

## 第 12 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 12 月 25 日（木） 午後 14 時 00 分～午後 15 時 00 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 西村 恒男      2 番 矢頭 恵造      3 番 藤本 賢治      4 番 原 泉  
5 番 山田 政文      6 番 平山 正幸      7 番 斧田 孝久      8 番 小俣 好三  
9 番 小宮 広督      10 番 久嶋 昇      11 番 安藤 睦美      12 番 小俣 英二  
13 番 三枝 正幹      14 番 欠 席

欠席者 14 番 庄司 有紀委員

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 35 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件

議案第 36 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件

議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を求める件

議案第 38 号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件

議案第 39 号 青年等就農計画の認定に対し意見を求める件

日程第 3 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 岩村 知哉      主幹 岸野 力也      会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局      時間になりましたので始めたいと思います。互礼を行いたいと思いま  
す。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和 7 年第 12 回農業委員会委員総会を開催いたし  
ます。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会 長      暮れのお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

先週の事ですけど、富士吉田で農業委員・推進委員の研修会がありました。

事務局と3人で代表して行って参りました。

研修の内容は、地域計画のブラッシュアップそれから農地の登記基礎知識についてと言う研修を行いました。

農地登記基礎知識と言うのは、主に所有者不明の農地を何とかしようと言う事なのですが、法律が若干変わって、その所有者不明の農地をどのようにするかと言いますと、農地バンクに登録して40年以内の利用権設定で貸し出しをするという事らしいです。

それで、所有者不明の農地ですけど元の所有者を見つけて、承諾を得たりしなければいけないと思うのですが、そこで元の所有者がどこに居るのか探すが、これはまた大変だと思います。

それで役所の書類の中に附票と言う書類が有るそうです。

附票の附は附属高校とか附属中学の附、「こざとへん」に付けるという字に、票は伝票の票です。

この附票と言うのは、その人が転居した先と、それから現在住んでいる現住所が全て記載されて有る書類だそうです。

これは本人若しくは同居する家族以外は確か取れないそうです。

普通の人には取れないと思います。一寸厄介な書類です。

その他に公示と言うのをして、2ヶ月以内に異議申し立てが無いと言うのが有るのだそうです。

それで、この二つの事がどうにもならなくなった場合には、どうするかと言うと、都道府県の知事の裁定を仰ぐという方法を執るのだそうです。

何れにせよこれは大変な動力と時間が必要かなと思われる作業だと思います。

一寸難しいので、これは事務局の仕事かなと思うのですが、我々一般の農業委員が出来るような仕事ではないかと思いました。

今日も何件か案件が少し多いようですが、よろしくお願いします。

事務局

続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会長

本日は、庄司有紀委員がまだいらっしゃられませんが、農業委員会等

に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

8 番、小俣 好三委員、9 番、小宮 広督委員を指名致します。

#### 日程第 2 議案第 35 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 35 号、農地法第 3 条の規定による可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 35 号、農地法第 3 条の申請番号 1 について説明します。

議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇入り口から〇〇m程南になります。

譲渡人は、申請地を 1/2 ずつ相続により所有しておりますが、県外へ移住しており管理が難しい事から、仲介人を通じて譲受人へ売買するものです。

譲受人は、申請地と隣接している住宅を取得し、そこを拠点に妻と野菜を栽培する計画のようです。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今、事務局で説明したとおりですけど、写真の農地の北側に住宅が有るのですけど、これ〇〇年以上空き家になっているのですけど、これに付随してこの土地を買うという事でございます。

周辺畑が有りますが、これ今殆んど周辺の農地は耕しております。

住宅と農地が混在しているような地域でございます。

畑と言うよりこれからは住宅が少しずつ建って行くのかなと言う感じの場所です。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続いて、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号 2 について説明します。

議案書の 1 ページ、4 ページの地図と 5 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇m程所に位置しており、〇〇沿いで今回一緒に購入予定の住宅裏になります。

譲渡人は、申請地を平成〇〇年に相続をされておりますが、県外に移住しており住居と申請地を、仲介業者を介して売買するものです。

譲受人は、この住居を拠点に自家消費のための野菜を栽培する計画です

将来的には移住を考えているようです。

以上ですけど、ご審議をよろしく願います。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当

委員の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員

19日に事務局とそれから会長さんと一緒に行って参りました。

これ〇〇〇〇さんと言うのですが、〇〇歳の人ですが、その人がこの〇〇〇〇さん〇〇歳の方に売ると言う事ですね。

どちらも〇〇〇とそれから〇〇〇〇に住んでおりました、本人には行き会えなかった訳ですけど、何れにしましても空き家ですね、最近問題になっている空き家を購入すると言うような事で、それに付随して近所に有る農地を一緒に買うと言うような事のようにです。

農地と言いましても、面積的には大分有るようなのですが、殆んど茅が生えたような所なので、一寸作るには難しいとは思うのですが、一応営農計画書も出ていまして馬鈴薯・さつま芋・タマネギ・大根・ラデッシュ・枝豆・レタス・カボチャこんなような物を栽培予定にしております。

と言う事ですけど、実際自分が見た限りではここでは作れないと思っただけですけど、やはり今空き家の問題が大きくて、その空き家を買うについて、この人も〇〇さんと言う方もあそこに住んでいたのですが、現在〇〇〇の方に住んでいまして、そういう状況で実際、もうそこを離れたいという気持ちが有りまして、農地も一緒に買って頂ければ、〇〇〇〇さんは〇〇歳と言う若さで有りますけど、婚約者もおりましてそう言うような事で何れ大月の方に移住をしたいと言うような予定を持っているように有ります。

自分自身としては、その場所を見た限りではとてもここでは作れないではないかと思っただけですけど、そういう色んな事情が有りまして来て頂いて大月市の住民になって頂けるのであれば、これも有難い事だなというふうに思っておりますけど、色んな指摘が有るかと思っておりますけど、一応私の現場を見た感じをお話しました。

以上です。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

三枝委員

人となりとかそういう事が全く分からない段階で賛成しろと言われても、矢頭さんがもう一寸、人となりとか説明してくれば。

大月市の人口が増えるから何でもオッケーするのか、一寸どうなのかと、中々難しいですよ、空き家が減る、大月市の人口が増える、二つの条件を満たせば賛成なのかもしれませんが、誰でもと言う事になっちゃうのですけど、反対している訳ではないですよ、反対ではないのですけどもう一寸人物像とか、どういう事で山梨を選んだとか人となりとか分からないと賛成しようがないです。

矢頭委員 実際には本人とは行き会っていないので、どういう人なのか全く知らないのです、何れにしましても〇〇〇と〇〇〇〇に住んでいますので、どちらとも行き会っていないという事です。

三枝委員 事務局も会っていないという事ですか。

事務局 仲介業者を介して、今ネットとかそういう処で、自分で検索できますので、それでお互いが一致するという話になります。

原 委員 反対なら反対の確りした理由が必要になるのですよね、賛成なら逆に賛成の確りした理由が欲しいという話をしている訳ですよ、その辺ですよ。

平山委員 申請の理由の中で、野菜を作るといって問題有が有ると言う事ですかね、他に梅を植えるだとか、果樹を植えるとか農地として利用できるとか、そういう指導とかして貰って、再度出し直しをして貰って、多分委員の皆さんも有る程度条件的なものが整わないと中々賛成しにくいと思うので、これはあれですか業者って司法書士だとか行政書士だとかそんなような話をしたのですか。

事務局 行政書士さんの方からは、県外に両者住んでいまして、そこで検索して仲介人を通じて売買に至るような話を聞いていますけど、農地と住宅がセットと言う事で、地権者の方がどうしても裏の方も買って貰いたいというのが条件のようです。

平山委員 家を買う条件として、農地が付いて来ると言う中々難しい話、農地を耕作しますよと言う事だったら、審議の対象にはなると思う。

計画書で野菜を作るといふに言っているのであれば、書面を信用して。

事務局 うちの方は書面を信用して、それ以上の事は憶測できませんので。

平山委員  
議 長

それで行くしかないと思いますけど、どうですかね。

よろしいですかね、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長  
事 務 局

続いて、申請番号 3 について事務局に説明を求めます。

次に申請番号 3 について説明します。

議案書の 1 ページ、6 ページの地図と 7 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇を挟んで北側になります。

譲渡人は、令和〇年に申請地を相続されておりますが、県外に住んでおり管理が難しい事から、宅地・建物と申請地をセットで売却を考えていたようです。

譲受人は〇〇〇〇〇〇に住んでおられますが、〇〇〇〇〇〇に別荘を持ち、年間〇〇日程度別荘で生活をしていたようです。

この度、〇〇〇から〇〇〇〇〇〇の別荘まで遠いため、別荘を手放す事になり、現在と同様の生活に良い場所を求めていた処、〇〇〇に近い宅地・建物が見つかり、購入する目途が立ったため、譲渡人の要望である申請地も併せて購入し、果樹栽培・自家消費のための野菜を栽培する計画です。

以上ですけど、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の久嶋昇委員をお願いします。

久嶋委員

先般 12 月 19 日会長及び事務局と現地を確認致しました。

内容はただ今事務局から説明が有ったとおりであります。

現状は〇〇〇から北西側であり、徒歩で〇分くらいの所です。

家と一緒に付随している土地なのですが求めまして、写真を見て貰えば茅みたいなものが生えているのですが、柑橘類の柚子の栽培をしたいと言っているようであります。

議 長 問題は無いと思いますのでご審議よろしく申し上げます  
事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。  
山田委員。

山田委員 どの家を買うかこれで分かりますか。

久嶋委員 畑の南側、〇〇側です。

議 長 他に有りますか。

原委員。

原 委員 〇〇さんと〇〇さんの年齢を教えてください。

事 務 局 〇〇さん〇〇歳、〇〇さんが〇〇歳です。

議 長 他にございますか。

無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

### 議案第 36 号

議 長 続きまして、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し  
許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 36 号、農地法第 5 条の申請番号 1 について説明します。

議案書の 8 ページ、10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧  
下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

貸人は〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東に〇〇m程の位置になります。

貸人と借人は〇〇で有ります。

今回、〇〇〇が申請場所に個人住宅を建設するための申請となります。

現在、〇〇〇は市外の賃貸住宅に住んでおりますが、今回住宅を建設するにあたりまして、申請地が実家の隣で有る事、〇〇からの使用貸借について承諾を得た事から今回の申請に至りました。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 先程、事務局の方で説明したとおりで誤字ますけど、〇〇〇〇さんと言うのは、今現在、〇〇〇〇〇〇の方に住んでいまして、家を建てたいという事で動いたようです。

〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇さんですね、何れにしても問題は無いと思いますけど、もし何かありましたらお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続いて、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号 2、議案書の 8 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は田で面積は併せて〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇前になります。

今回の案件の内容につきましては、譲受人から始末書兼事業の経緯が提出されております。一読します。

字〇〇〇〇番〇と〇の申請所有者は、私の〇〇に当たります。

〇〇は〇〇の〇〇〇〇に住んでおります。

私の家では敷地が狭く駐車場が不足していたので、申請地を借り受けて、西側一部に平成〇〇年頃、私の〇がカーポートを設置し利用して来ました。

〇〇に接面しており重宝しております。

残りの土地は家庭菜園地として夏野菜を作って来ました。

今後は、物置 1 棟を設置するほかは、ほぼ従来通り利用していきたいと思っております。

現在の居住地と申請地は約〇〇mの距離です。

ほぼ目と鼻の距離です。

今までも母が雑草の除去、菜園地の管理をしています。

車庫の部分につき、農地法所要の許可を受けずに転用したことをお詫び申し上げます。

今後は、このような不始末の無いよう注意します事、お誓い申し上げます。

なお、この〇筆の間には〇〇番〇の土地が介在しており面積は〇〇m<sup>2</sup>になります。

登記簿は個人の名義になっておりますが、事実として、地中を〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇が通っております。

今回、それに悪影響が及ばないように注意を払い、上記のとおり利用して行きたいと思っております。以上です。

なお、今回の転用につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇からの同意を得ている事を報告します。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の小俣英二委員をお願いします。

小俣（英）委員 先週の金曜日、会長と事務局と現地調査して参りました。

事務局がお話ししたとおりで、大変細かく説明して頂いたのですが、私としては補足説明もないのですが、一番心配だったのが最後の方に出てきた〇〇〇〇〇〇〇〇〇の地下の方に〇〇〇と言う〇〇が埋設して有りまして、〇〇〇の方に同意書を取り付けて有りますので、今後とも何ら問題は無かろうと思えますけど、皆さんご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 別に異議が有る訳ではないのですが、もう一回確認したいのですが、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんとどういった関係でしたっけ。

小俣（英）委員 私の隣の組にあたりまして、私の自宅から〇〇m位で良く知っている家







何れにしましても、説明したとおりでございますので、何ら問題は無い  
と思いますけど、どうかよろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。  
質疑が無いようですから、採決を致します。  
賛成の方は挙手をお願いします。  
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

### 議案第 37 号

議長 続きまして議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画（案）に対し意見を  
求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、申請番号 1 につい  
て担当の條々主事に説明を求めます。

條々主事 農林業担当の條々より、利用権の説明をさせていただきます。

資料の訂正を行いたいと思いますけど、3 筆〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇と  
3 筆入っていますが、中間管理機構との協議の中で三つ目の〇〇〇に関  
しては今回の利用権からは外す事になりましたので、斜線の方をお願い  
致します。

今回大月市内にて営農する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、対象農  
地 2 筆〇〇〇㎡を貸借するという内容になっております。

当該農地では、露地野菜の栽培を予定しております。

今回法人の経営者は大月市の認定農業者でもある〇〇〇〇氏で、〇〇  
〇〇氏の名義で〇〇〇㎡の農地を耕作している状況です。

法人名義での貸借は今回が初めてとなりますが、適切な耕作が行われ  
るものと思われまます。

収穫した作物は販売を予定しているという事で、利用権設定を行う事  
で意欲ある農業者へ農地の配分をする事が出来、大月市の農業振興に  
繋がると考えられますので、本案件の審議をよろしく願います。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当  
委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員 19 日に会長さん事務局と現地を見て来ました。



場所は、〇〇〇〇〇から北西に〇〇m程の傾斜地になります。

申請者は、平成〇〇年に相続により取得しておりますが、県外に移住しております。

取得する以前の、平成〇〇年以前から耕作放棄地となっていたようです

申請者は、今後も申請地を管理できない事からの申請になります。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の平山正幸委員をお願いします。

平山委員

前々回、10月25日の農業委員会の後に事務局から相談を受けまして、事務局と一緒に現地を見て参りました。

その時に竹が生い茂っていて、どこがどこなのかって全く分からない状態でしたが、最初は山林と言うような話だったので、これは山林じゃあ難しいのではないかと、非農地証明って出せるのかと言うそんな思いが有りまして、事務局に法務局に相談してみたらどうかと言う話をしました。

今月の19日に事務局・会長と現地を見て参りました。

その時、事務局の説明によりますと法務局にも相談して、法務局でも原野としてなら、大丈夫だろうというような話を頂いたようです。

と言う事で、特に問題は無いと思いますけど、よろしくご審議をお願い致します。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

山田委員。

山田委員

農地から原野になると税金はどういうふうになるのかな。

平山委員

大して変わらないですが、安くなると思います。

山田委員

税金が安くなる。

こういう所は、市内に一杯有る訳ですよ。

こういう明らかに農地じゃないという事で原野になるのだけれど、これは義務と言うは有るの。

何でやろうと思ったのか、こういうのは分かりますか。

事務局

こちらの方に土地が無く住んで居ないで、土地もその農地以外は無くて、こちらの方に帰ってくる事も無いですし、この農地一つだけ有るのが一寸整理をしたいという事で、今回業者を通してうちの方に話が有ったのですが、何でも今は大月に農地一つしか残ってない。

その農地を一寸整理したいという事でお話を頂きました。

山田委員

要するに税金が安くなるという事。

事務局

と言うか、もう手放したいという事ですね。

農地としては中々手放せないのと言う事のようにです。

議長

他に質疑ございますか。

無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

### 議案第 39 号

議長

続きまして、議案第 39 号青年等就農計画の認定に対し意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当所管ですので、担当の條々主事に説明を求めます。

條々主事

農林業担当の條々より説明させて頂きます。

追加で配布した、青年等就農計画認定申請書の方をご覧ください。

この事について、令和 7 年 10 月 1 日付で就農を開始した〇〇〇〇氏から申請が有った、青年等就農計画について説明をさせて頂きます。

まず、青年等就農計画とは、これから本格的に農業を始める方や、就農して間もない方が作成する、5 年後を見据えた経営計画の事で、これが市町村の認定を受ける事で認定新規就農者になる事が出来ます。

認定に当たって関係機関の意見を聴取する事となっておりますので、今回農業委員会総会にて議題に入れさせて頂きました。

この認定新規農業者になると、この認定新規農業者を対象としている、日本政策金融公庫の融資や国の補助金を受ける事が出来ます。

認定新規農業者になるための要件として年齢要件が有り、農業経

営開始時の年齢が 18 歳以上 45 歳未満の者、農業経営開始時の年齢が 65 歳未満の者で有って、農業経営開始に必要な知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半数を占める法人となり、〇〇氏は就農開始時に〇〇歳で有り、これを満たしています。

次に計画の内容ですが、就農から 5 年以内、すなわち令和 12 年までに大月市の基本構想にて定める年間 1800 時間未満・250 万円以上の収入を達成する内容となっている事が要件となっており、最後のページを確認して貰いたいのですが、こちらの収支契約の右下の方で 5 年後には 300 万円の収入が持てる見込みと成っております。

〇〇氏の計画ではシャインマスカット・デラウェア・クイーンニーナ等の葡萄を 6 反部程度耕作する計画となっており、富士東部農務事務所担い手育成担当と協議した処、妥当な数字だろうという事を確認している処です。

一般的に年間 250 万円以上の収入を見込める規模で有る事を確認した処です。

栽培技術等について、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にて〇年間の研修を終え、現在も継続して技術指導を受けているとの事であり、栽培技術については問題無いと思われます。

大月市にはこれまで認定新規就農者はおらず、〇〇氏が認定されれば第 1 号となります。

意欲ある若い就農者を支援する事で、本市の農業振興に寄与すると思われますので、認定に当たってご意見の程よろしくお願い致します。

議 長

條々主事の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

藤本委員

質疑ではないのですが、一寸聞き逃したので、その要件が 18 歳から 45 歳と言う事なののですが、その後の 65 歳と言うのはどんな要件ですか、聞き逃したのでもう 1 回お願いします。

條々主事

65 歳未満の者であっても、農業経営に必要な知識や技能を有する者と言う事で。

藤本委員

と言う事は、45 歳過ぎても 65 歳まで知識と技能が有ればオーケーと

言う事ですね。

條々主事 特別技能が有れば、45歳過ぎていても認められますよという形です。  
議 長 他に有りますか。

山田委員。

山田委員 ○○さん良く知っているのですが、私も関わっているのですが、目標の  
借り入れ地、○○○の土地も入っているのですか。

條々主事 ○○○も入っています。

山田委員 あれは○○○位有ると思うのですが、それも。

條々主事 そうですね、それも含めて○○○が大月で○○○が○○で、中心が大月  
なので大月で認定と言う形になっております。

山田委員 ○○アールと言うのは、現状は。

條々主事 現状はですね、○○と。

山田委員 ○○さんの所か。

條々主事 ○○さんですね。

議 長 他に質疑の有る方いらっしゃいますか。

いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、異議なしと決定致します。

### 日程第3 その他

議 長 日程第3、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無なければ、事務局より何かございますか。

事務局 利用状況調査の際には、色々ご協力の方をありがとうございました。

調査協力委員をして頂いた方々の報酬につきましては、1月に支給した  
いと思っております。

また、委員さん皆さんの報酬につきましては、交付金が確定次第、年度  
内には必ず支払いの方をしたいと考えております。

次に、毎年の事なのですが、「農業委員会だより」を毎年4月の広報  
に掲載をしております。

作成に当たりまして、編集委員会を組織しております。

委員の皆様方にはお願いが有ります。

会長と職務代理には、編集委員の代表になって頂きまして、農業委員 3 名、推進委員 3 名の 8 名体制で編集委員会の開催をしたいと考えております。

皆様のお手元にお配り致しました、編集委員の選出ですけども、お手元に配布した資料に有りますけど、笹子・初狩・大月で 1 名を出して頂き、今、括弧「原」と有りますけど、原委員さんに纏め役になって頂いて、原委員さんの方に地区の方はお集まり頂く。

以下同様に、括弧書きの方を代表者として 1 名ずつ出して頂いて、それぞれの方々に報告を頂ければと思っております。

この会がいったん終了してからお集まり頂いて、役員の方を決めて頂きたいと思えます。

以上です。

議 長

それでは本日の会議は以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議、どうもご苦勞様でした。

1 時間十分やったような気がします。

以上を持ちまして、令和 7 年第 12 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年12月25日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年

第12回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会